後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚労省の後発医薬品・バイオ後続品使用促進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして**後発医薬品及びバイオ後続品を積極的に採用**しております。

現在、一部の医薬品について
十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。**皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。**

※一般名処方とは
お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

長期収載品にかかる選定療養費のお知らせ

診療報酬改定により2024 年10月1日から長期収載品を患者さん自身で希望した際に選定療養費として自己負担が発生します。